

紀要

土偶装飾付土器の根本的性質と展開過程.....	瀬口 眞司 (1)
栗太郡の白鳳寺院研究史	宮村 誠二 (19)
蜂屋遺跡出土軒瓦を考える	福井 知樹 (24)
天武朝期における野洲地域出土須恵器の法量分化について —西河原森ノ内遺跡北半包含層を中心として—	遠藤あゆむ (28)
中世成立期の民衆の思想と信仰 —塩津起請文と卒塔婆から—	濱 修 (37)
中世集落における巻数板のあり方について —考古資料の検討から—	木下 義信 (46)
将棋史研究ノート10-2 —日本における博打と将棋の関わり その2—	三宅 弘 (53)
滋賀県行政文書で見る「近江の考古学黎明期」	田井中洋介 (63)
未就学児と歴史系ワークショップについての予察 ...	鈴木 康二 (76)

33

中世集落における巻数板のあり方について

—考古資料の検討から—

木 下 義 信

1. はじめに

平成 27・28 年度の 2 か年で実施した彦根市賀田山遺跡の発掘調査において、14 世紀代が想定される巻数板が出土した（滋賀県・協会 2019）。これは滋賀県では、平成 26 年度の松原内湖遺跡で出土したものに続く 2 例目である。この巻数板について、発掘調査報告書では事実報告にとどまったこともあり、ここで改めて考察を述べていく次第である。

賀田山遺跡は、中世における一般的な集落と認識している。そして出土した巻数板は、これまでの事例とは記載内容が異なり、読誦した經典名や願い事などではなく、12 の仏名を羅列するというものであった。これを報告書では、14 世紀代における巻数板の多様なバリエーションの発生と位置付け、正月のオコナイが一般の集落にまで広く普及したことに起因するものと想定した(1)。

本稿で論じたいのは、この巻数板と中世集落との関係である。滋賀県は、これまでの発掘調査の蓄積や文献史学の研究などにより、中世集落のあり方について、さまざまな分野から研究が進んでいる地域である。その中で、古代末から中世の集落が、散村状態から集村化していく過程についても多角的に論じられている。そういったこれまでの研究の蓄積をヒントに、湖東地域のとある中世集落から、巻数板が出土したことの意義や背景について考察を巡らせてみたい。

2. 中近世における巻数板行事

(1) 巻数板研究のこれまで

「巻数」とは、元来僧が読誦した經典名を示す目録のことである。それが經典の聖なる力を持つ護符として、屋敷地や集落の境界に吊られることにより、境界の外からやってくる穢れの侵入を防いだり、または内で発生した穢れの拡散を防いだりするものとして使用されるようになった。境界によって囲まれた屋敷地や村落共同体などの秩序を守るためのひとつの装置と言い換えてもよいだろう。それほどまでに当時の人々にとって、境界とは護るべき領域だったのである。

巻数板については、中野豊任氏をはじめとして、文献史学や民俗などの分野からすでに多くの研究がなされていることから詳細は割愛する。そのなかでも中野氏は、『一遍上人絵伝』などの絵巻物に登場する屋敷の門に吊られる絵馬型の木札について、現代にも一部の地域に根差している「カンジョウナワ」「カンジョウツリ」などと呼称される

境界に関わる正月行事との強い類似性に着目した。さらに中世・近世の越後の国人領主色部氏の文献にある記載などから、この境界信仰のあり方は少なくとも中世にまで遡ることを指摘した（中野 1988）。滋賀県や福井県、奈良県、新潟県などの一部地域では、勧請吊り行事(2)が正月のオコナイとして未だに存続しており、そのあり方は、①道の両脇に柱を立て、②その両柱に大綱を渡し、③大綱から複数の小縄などを吊るし、さらに大綱の中央付近には読誦した經典名、仏名、村中安全・五穀豊穰などの願いを記した板を吊るす、といったものである（写真 1・2）。集落によって、特に③については多様なバリエーションがみられるものの、その全体の概観は、近世色部氏の文献『年中行家風行事』に描かれたものとそっくりなものである（図 2）。そして 1996 年に石川県堅田 B 遺跡で 13 世紀から 14 世紀代の城館跡から巻数板が出土したことにより（谷口 1998）、この行事が少なくともその時期に遡ることが実証されたのである。

(2) 問題の所在—巻数板行事のあり方—

本稿における考察の論点としたいのは、中野氏が中世・近世色部氏の文献に見出した巻数板行事や、石川県堅田 B 遺跡で行われたであろう巻数板行事と、中世の一般的な集落が想定される賀田山遺跡で行われた巻数板行事が全く同じものだったのかということである。

というのも、中近世色部氏の文献にあるのは、国人領主という支配階級が主体となって実施した正月行事である。その内容も、領主としての経済力があるがゆえのものとなっている。同じく堅田 B 遺跡についても、中世の城館跡が想定されており、大型の総柱建物や居住域全体を囲む巨大な堀が検出され、出土遺物も中国産陶磁器や乗馬鞍・鎧などをはじめとして、一般的な集落とは明らかに異なる様相を呈する。

中世における巻数板は、境界信仰にかかる重要なツールのひとつであることは、これまでの研究の蓄積から疑いはない。ただし、その行事の持つ意義については、支配階級が主体となる場合と一般的な中世集落で行われるものでは多少なりとも性格を異にする部分があるのではと考えられるのである。

そこで着目したいのは、中世における集落の集村化である。近江の集落は、散村状態からいくつかの画期を経て集村化が進む中で、従来の地点から消滅・変遷する集落も多数存在する。消滅・変遷を免れ、継続性、すなわち安定性を獲得した集落については、特に境界に対しての意識が強かったのではないだろうか。安定性によって、共同体にお

ける集落秩序を護る意識が高まり、さらに資源獲得のための領域意識が強まったことにより、境界信仰としての巻数板行事が一般的な集落にまで波及したのではないかと推測する。つまり、賀田山遺跡は、一定程度の継続性、安定性を獲得できた集落であり(3)、その中で巻数板行事が行われたものと想定したい。そのように想定するのであれば、当遺跡の集落は地域における集村化の流れの中で、どのように評価でき、巻数板はどのような意義を持ったのか、湖東地域の中世集落にも着目して考察を述べてみたい。

(3) 中近世色部氏の巻数板行事

検討をはじめの前提として、中野氏の論考から改めて中世・近世色部氏の巻数板行事のあり方について概観しておく。色部氏とは、越後国小泉荘加納の色部条に拠点を置いた国人領主である。氏が注目した文献は、16世紀中頃以降に成立したとされる『色部氏年中行事』である。正月八日に「巻数板（くわちゅういた）」なる木札が、館の境界となる大門に吊り下げられ、御下の面々にたくさんの祝いの酒肴が出された。御館様は、この巻数板の下を通るという儀礼を行い、さらには色部氏の祈願寺青龍寺にて修正会を執り行い、領内の衆徒がこぞって館に訪れたという（中野1988）。この文面をみても、単に木札を吊るだけでなく、多くの儀式を伴う大掛かりな行事だったことがわかる。まさに国人領主という経済力をもった主体ならではの行事といえよう。

また『色部家風之行事』をはじめとした近世色部氏に関わる諸行事の記録には、正月八日に、「心経会」「御巻数いた」「クハンヂヨ板」と呼ばれる板を、門に吊る行事が記載される。さらに青龍寺での修正会、門をくぐる儀式などが伴うという。つまり、中世から近世に至るまで、巻数板を伴う同様の正月行事が継続して行われていたのである。さらに近世の『色部家風之行事』には巻数板吊りの図が描かれており(図2)、そのありようは、『一遍上人絵伝』に描かれた木札、現代にみられる勧請吊り行事と類似性の高いものである。

中野氏は、こういった勧請吊り行事は、修正会の一形態であるオコナイなどの行事の中で行われることが多く、本来は年頭にあって国家の安穩を祈念するために、国家が主体となって実施された法会が、次第に民間にも広がっていったと指摘する。また、「一般個人が行うには相当の経費が必要であったと考えられ、一般個人が容易になし得るものではない。」と指摘し、この行事を行うことは主体の経済力を示す指標になり得るとも想定したのである。

3. 中世巻数板の出土事例

次に、実際に出土した中世の巻数板について概要を述べる。

(1) 賀田山遺跡（滋賀県・彦根市）（図3）

当遺跡のものは、14世紀代の集落の境界と考えられる溝

S94-2 や掘立柱建物が見つかった地点の近隣の土坑から出土した。

上部両端部を斜めに切り込んだ絵馬型をしており、法量および形状の点においては、後述する松原内湖遺跡のものと酷似している。時期について、同一遺構から13世紀代と14世紀代の遺物が共存しており、どちらの時期に帰属するものかは判別し難い。現時点では、集落全体の様相等を鑑みて、14世紀代の可能性を高いと考えている。

記載内容は、上段に「南」、下段に十二の仏名である。上段は「南無」を略した表現であった可能性を考えている。後述する松原内湖遺跡や堅田B遺跡では、卒塔婆に「南無」と「仏名」をセットで記載されるものがあり、当遺物は、下段に仏名があることから、そのように判断している。

次に下段に記載された十二仏であるが、これまで出土した考古資料のどの事例にも当てはまらない。一方で、現代にまで残る事例には、願文の書かれた木札の裏面に仏名が記されるものがある。当遺物は、巻数板行事が広く行われていく中で、全く異なったバリエーションが存在した可能性を示唆するものである。

また、巻数板と同時期の可能性が高い呪符木簡が出土している(4)。松原内湖遺跡、堅田B遺跡と同様に、巻数板行事の中で使用された可能性がある。

(2) 松原内湖遺跡（滋賀県・彦根市）（図3）

平成26年度の調査において巻数板が出土した。滋賀県内で初めての事例である。鎌倉時代から室町時代にかけての集落と想定されており、堀などが検出されていないことから、城館などではなく一般的な集落と想定されている。

巻数板は集落の中の土坑から出土した。絵馬型、上部に吊るすための孔が開けられていることなど、形状・法量については賀田山遺跡のものと類似している。

主な記載内容は、①転読された經典名、②懸けられた灌頂や立てられた卒塔婆の数、③願文、④元徳三年(1331年)正月八日の日付、である。經典名や願文が記されていることから、「巻数」としての本来的な役割を持ったものである。当該遺跡では、卒塔婆も出土しており、巻数板にも卒塔婆を造り立てたという記載があることから、セットで行事に使われた可能性がある。

(3) 堅田B遺跡（石川県・金沢市）（図4）

1996年の堅田B遺跡の発掘調査において巻数板が出土した。当該遺跡は、13世紀から14世紀中ごろにかけての城館と想定されている。巻数板は館を巡る堀に接続する溝から出土したと報告されている。見つかった巻数板は計3点で、すべてその溝から出土し、うち2点が判読可能であった。いずれも長方形を呈し、上部に穿孔が施されることから吊るされて使用されたものである。

1号木簡の主な内容は、①般若心経全文、②弘長三年(1263年)正月八日の紀年銘、などが書かれている。2号木簡の内容は、①般若心経全文、②書写・奉読した經典名、

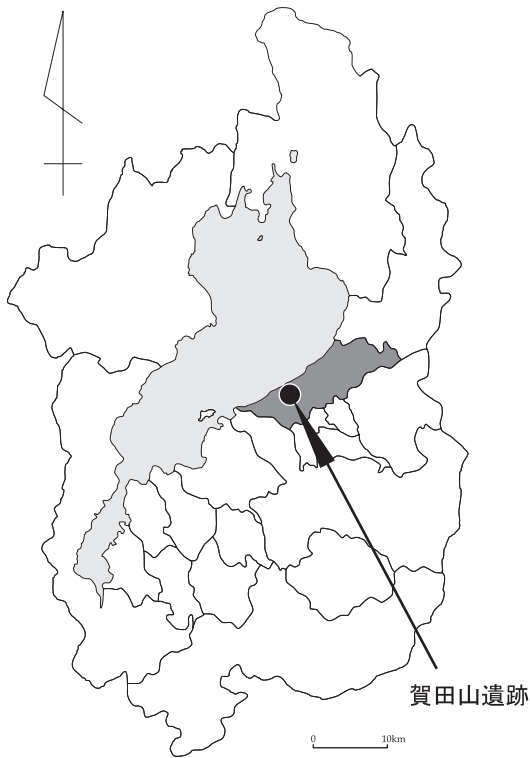


図1 賀田山遺跡位置図



写真1 現代の勧請吊り行事（東近江市妙法寺町）



写真2 現代の勧請吊りに伴う木札
（東近江市妙法寺町）

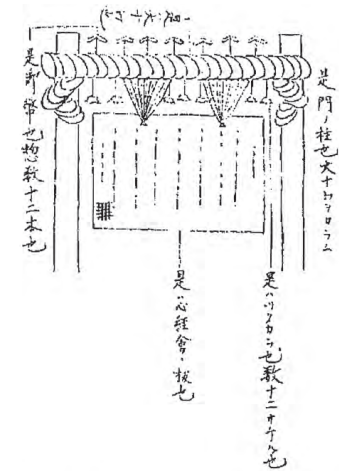
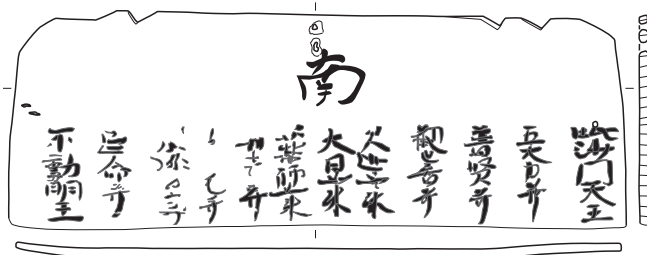


図2 近世の巻数板つりの図
（中野1988）

(1) 賀田山遺跡出土巻数板（滋賀県・協会 2019）

(2) 松原内湖遺跡出土巻数板（小島 2015）



南

毘沙門天王
五大力菩薩
觀世音菩薩
大日如來
藥師如來
不動明王

〔勢至力〕
□ □ 菩薩
〔光力〕
□ □ 菩薩

105×297×5 (mm)



〔釈文〕

奉転読仁王經一座
般若心經十二卷
觀世音經十二卷
奉懸灌頂十二流
〔卒〕
率都婆十二本
右志者為当年行
疫流神等信心大施主
息災延增長福壽
故也仍狀如件
元德三年正月八日
大法師 白敬

128×278×7 (mm)

図3 中世巻数板出土事例(1)

(3) 堅田 B 遺跡出土巻数板（谷口 1998）

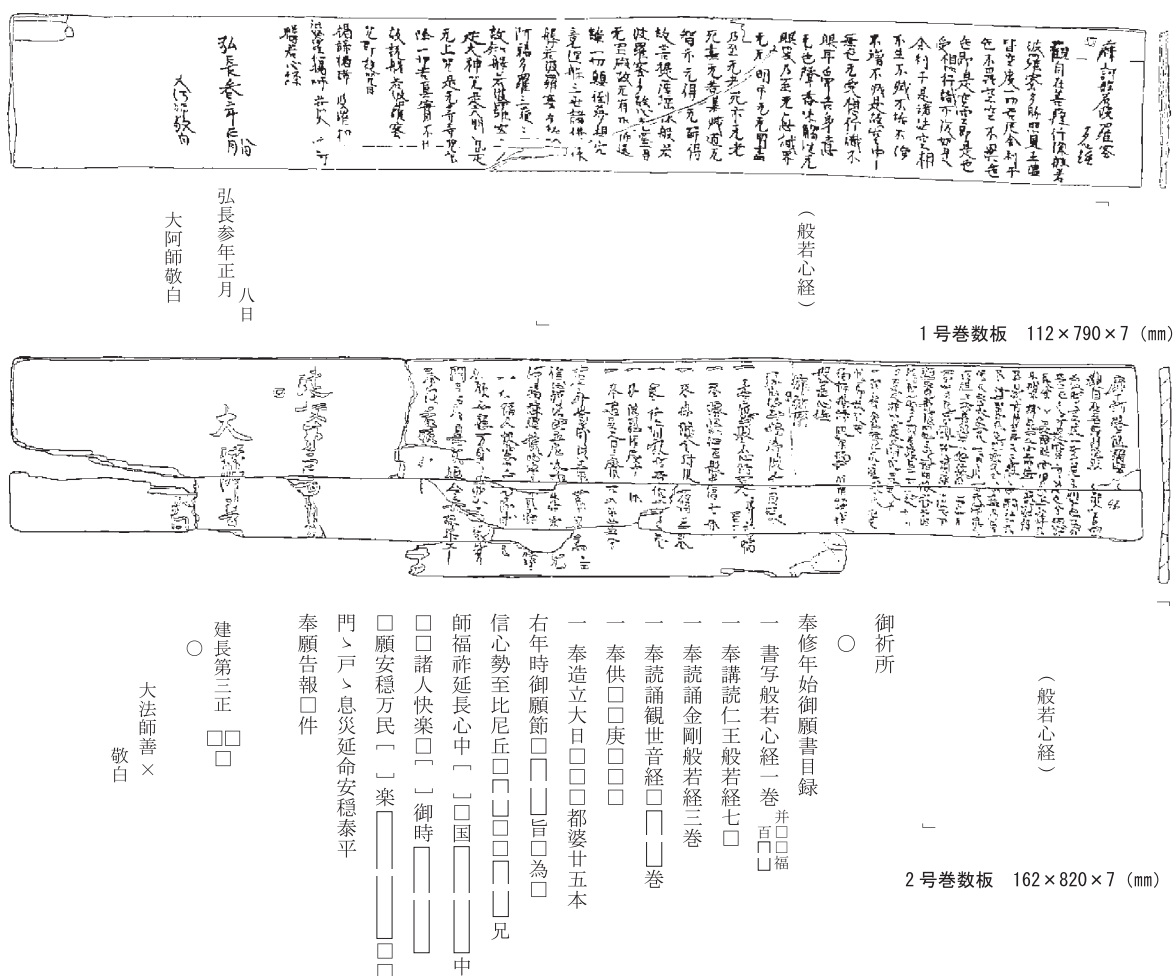


図4 中世巻数板出土例 (2)

③願文、④建長三年（1251年）の紀年銘、である。2号木簡には經典名と願文が記されていることから、「巻数」の機能を果たしたものである。正月八日という日付の記載から、正月のオコナイの中で使用されたものと推測され、『色部氏年中行事』の記載と日付の点でも一致する。そしてこれらが、城館を巡る溝遺構から出土したことは、土地の境界に吊り下げられたものであり、当地を治めた有力者を中心として儀式が行われたことを示唆しているのである。

(4) 小結

以上、中世巻数板の出土事例の概略を述べた。松原内湖遺跡出土のものは、堅田 B 遺跡のものとは内容は大きく変わらないものの、儀式の主体を想定できる内容にはなっていない。一方で、堅田 B 遺跡出土のものについては、願文には「安穩万民」などと記されているように、広く領域全体の秩序を願ったものであり、在地領主が主体となって実施されたもの、すなわち支配階級を主体とした中世色部氏のものに近い儀式が行われたのではないだろうか。

賀田山遺跡出土のものについては、この記載内容のみで儀式の主体を判断することはできない。付近には掘立柱建

物を検出しており、屋敷地における儀式に伴うものとも捉えることができる。ただし、中野氏の見解による、儀式には経済力が伴うという前提に立ったとき、この建物が集落の中でもとりわけ高い地位を示すような痕跡が見当たらないことから、少なくとも現段階では集落全体が主体となって儀式が執り行われたと考えるほうが自然であろう。この点については、かつて奈良県平群郡にあった平野殿荘において、14世紀代に惣を主体とした辻祭、すなわち勧請掛け行事が実施されていたという指摘があり（田村 1994）、当遺跡においてもこれに近い形がとられていたと考えられる。

4. 中世集落の消長と境界への意識

(1) 湖東地域における中世集落の様相

さて、次に中世における集落のあり方について述べていく。近江における中世集落は、散村から集村化へと至り、その流れの中には、いくつかの画期があると論じられてきた。その画期は、建物等を囲む区画溝の存在にはじまり、その後巨大な堀に囲まれた集落が出現することなどで説明されている（木戸 2004）。

水野章二氏は、近江における中世集落の発掘調査事例を網羅的に集成し、詳細な分析を行った（水野 2011）。以下、水野氏の分析を参考にし、賀田山遺跡が所在する湖東地域、特に調査事例の多い彦根市、旧能登川町域、旧八日市市域に焦点を当て、集落の消長を考えてみる。表 1 に示した古代・中世の遺跡数のグラフをみると、おおむね 12 世紀から 13 世紀に遺跡数が急増していることがわかる。これらの中には区画溝を伴う建物等の検出事例も確認できた。区画を伴う集落については、調査事例の多い旧能登川町域に顕著にみられ、正楽寺遺跡（能登川町教委 1991）、佐野南遺跡（能登川町教委 1994）、横受遺跡（能登川町教委 1995）、斗西遺跡（能登川町教委 2001）、石田遺跡（能登川町教委 2005）などで確認されている。そして、その後 14 世紀代になると、遺跡数は急激に減少するという傾向が見られる。このような集落の減少傾向については、集落が現在の集落の位置へと変遷することによるものと説明されている（木戸 2004・水野 2011）。また、橋本道範氏は、中世集落がある時期に消滅・変遷することについて、消滅したものはもちろんのこと、変遷した集落についても安定的なムラとして評価することはできないと指摘し、この時代における集落の消滅と変遷は、自立できない「非力の村」が重層しつつ、競合していたことに因るものと想定している（橋本 2016）。

(2) 賀田山遺跡の集落構造

それでは賀田山遺跡の集落とはどのようなものだったのか。調査で検出された遺構から、当時の景観を復元してみよう。当遺跡で検出されたのは 12 世紀後半から 13 世紀代と 14 世紀代の 2 時期の遺構群である（図 5）。前者をⅠ期、後者をⅡ期として概略を述べる。まず、調査区の西半部にはⅠ期に該当する複数の掘立柱建物を検出し、さらにその中には幅 1 m ほどの溝により区画がなされているものもみられる。また、建物の近隣には同時期の耕作地を検出している。そして当該期の居住域の東には空閑地が広がり、溝 S94-2 を境界として、その東にはⅡ期の掘立柱建物やその時期の遺物を含む遺構が多数検出された。その中の土坑から巻数板や呪符木簡が出土している。

以上をまとめると、Ⅰ期は区画を伴う建物群と耕作地、Ⅱ期は溝を境界として建物等が東に広がっていくような集落構造であったと想定できる。Ⅰ期からⅡ期にかけて、若干居住域の変遷はあるものの、これは村の領域内における再編成が行われたものと考えられ、集落の継続性の範疇から逸脱するものではないと想定しておきたい。Ⅰ期段階で区画溝が検出されており、これは集村化の進捗を示すひとつの要素となる。一方で、集落を取り囲むような巨大な堀遺構は見られないことから、Ⅰ期・Ⅱ期ともに集村化が一定段階まで進捗している集落だと推測できる。

(3) 中世集落における境界意識

以上、湖東地域における中世集落の消長と、賀田山遺跡の集落構造について述べてきた。

中世集落について考えるとき、この時代における集落の境界意識、領域意識に注目しておきたい。この点については、この時代の多くの文献に登場する「境相論」の記述をみるに、ここ湖東地域でも活発に行われていたことは想像に難くない。中世においては、居住域のみならず、集落が生存するための資源が得られる範囲までを、村の領域として強く認識されてきた。中世の一村域における空間構造を、福田アジオ氏はムラ（集落・定住地）、ノラ（耕地・生産地）、山（林野・採取地）という 3 つの領域に区分し、さらにその領域ごとに神が存在し、それぞれの神に関わる呪術的行事、民俗行事などが行われていたという。その中で、ムラとノラの両領域の境界で行われる民俗行事のひとつに勧請掛け行事が存在したと説明する（福田 1982）。

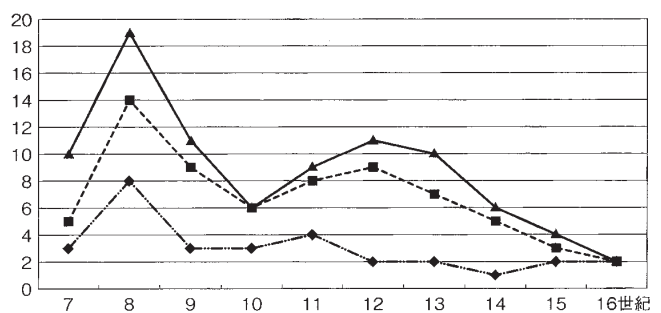
賀田山遺跡の集落は、12 世紀の後半から 14 世紀にかけて存続した。前述のとおり、地域において集村化という流れの中で、集落の消滅と変遷という現象が急激に進んでいる時期にも関わらずに、である。各地で境相論が活発化するという領域意識が強い社会の中で、集落の秩序を護るための措置として巻数板による儀式が行われた。それは、単に穢れから集落を護り、境界の内を清浄化するといった宗教的意義以上に、境界・領域の「可視化」による主権の主張という側面の方が強かったのではないだろうか。

橋本氏がいうように、「非力の村」が競合するような地域社会において、居住域を護ること、資源獲得のための領域を護ることは、集落における生命線であったはずである。であるならば、一般集落における巻数板行事は、このような社会の流れの中で、集落、領域を護るためのひとつの手段であったと考えられるのである。賀田山遺跡で巻数板が出土したのは、空閑地と居住域の境界が想定される溝近くで検出した土坑である。つまり、先の福田氏がいうムラとノラの境界で行われた儀式の中で、居住域を明示するという意味も強く込められていたのではないだろうか。

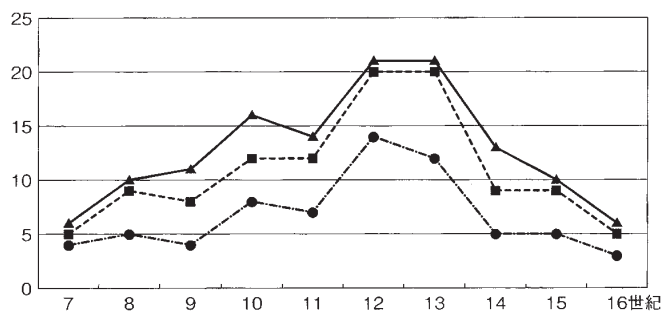
15 世紀代になると、賀田山遺跡では遺構・遺物は完全に見られなくなる。これはこの時点において、集落が消滅もしくは変遷することとなり、集落の安定性、継続性が失われてしまったと解釈できる。これはうねりゆく時代の中で、「非力の村」が競合した中での結果と言えるのかもしれない。

5. おわりに

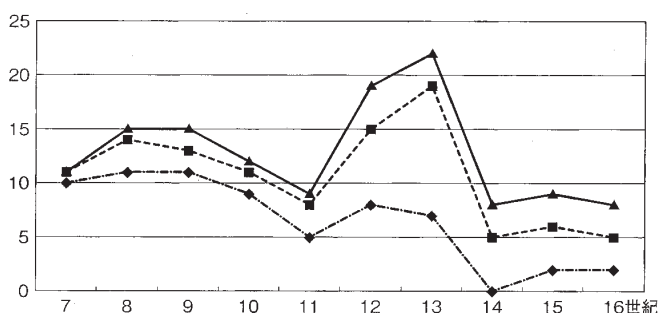
以上、賀田山遺跡で出土した巻数板を、中世における一般的な集落におけるあり方という側面から考察を試みた。近江の中世集落が、散村から集村へと至る過程の中で、さらに境界・領域に対する意識が強まる社会において、巻数板を宗教的意義のみでなく、可視化することにより、集落の領域を明示するツールとして意義付けた。すなわち、巻数板の出土が、中世集落における領域の問題を考える上で、重要な役割を果たすというひとつの方向性を示すもの



(1) 彦根市域



(2) 旧能登川町域



(3) 旧八日市市域



表1 湖東地域（彦根市域・旧能登川町域・旧八日市市域）における古代・中世集落数の変化（水野 2011）

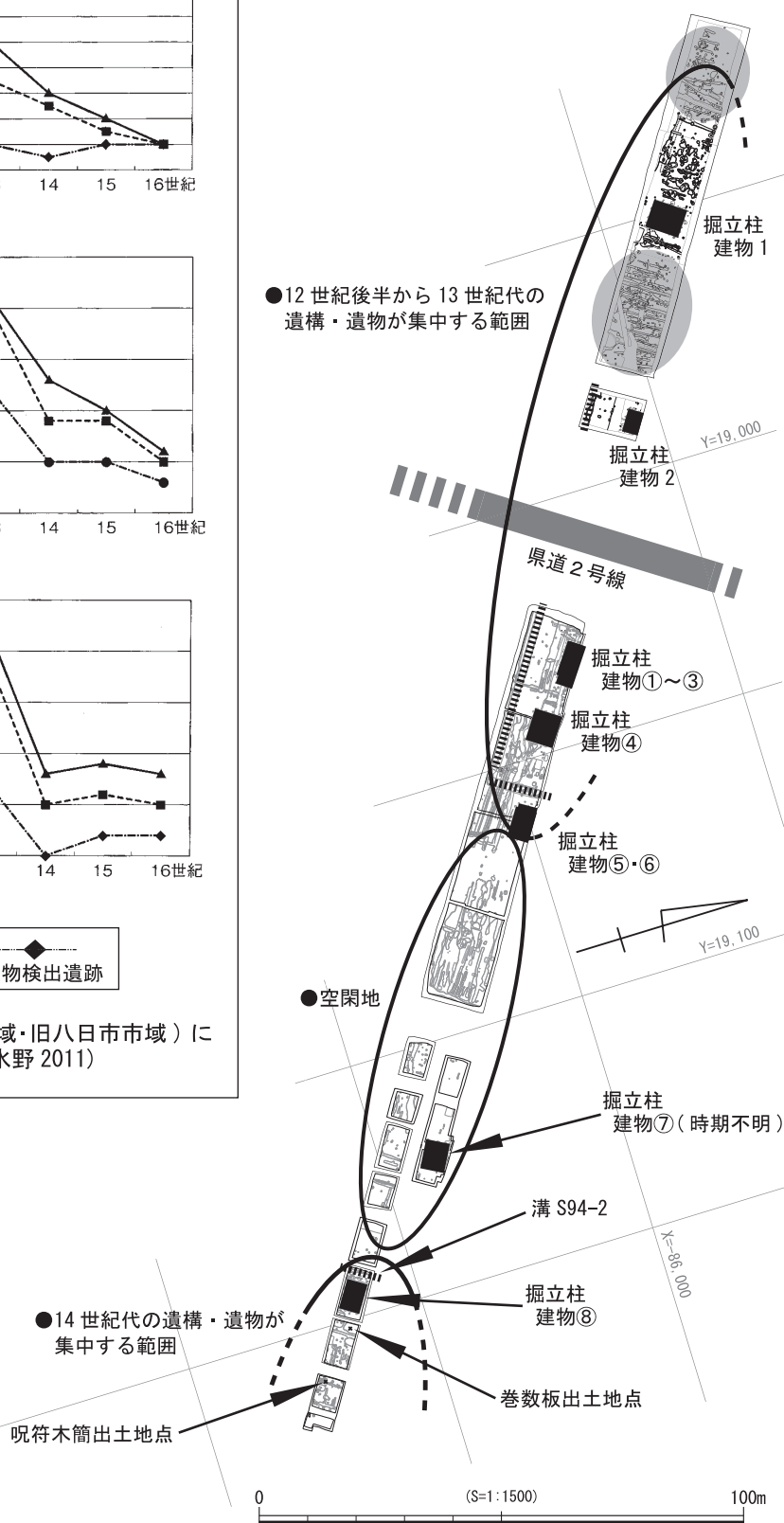
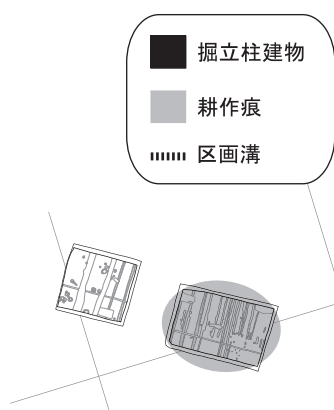


図5 賀田山遺跡 遺構概略図

と考えた。

しかしながら、賀田山遺跡の調査自体、面的に実施されたものでなかったため、断片的な資料から検討せざるを得なかった。また、巻数板の出土事例も稀少であることから、飛躍した論述に終始したことは重々承知している。今後、新たな事例等が発見され次第、改めて検討していきたいと考えている。

【謝辞】

本稿を執筆するにあたり、橋本道範氏には近江の中世集落について懇切丁寧にご教示いただいたほか、貴重な論考を頂戴した。また神保忠宏氏には、ともに発掘調査をする傍ら、考察のヒントをたくさん頂いた。記して謝意を表します。

註

- (1) 報告書執筆の際に、元興寺文化財研究所の狭川真一氏、佐藤亜聖氏、藤澤典彦氏よりご教示をいただいた（50音順）
- (2) 地域によってさまざまな呼称法がある。
- (3) 橋本道範氏は、安定性を「江戸時代二五〇年を維持できた」ムラをひとつの指標として、250年を基準としている（橋本2016）。本稿においては、明確な基準を設けるまでには至らなかったため、少なくとも複数世紀にまたがるものを安定的な集落と考えた。この基準については、今後の検討課題としたい。
- (4) 伴遺物はなかったが、周辺には13世紀～14世紀代の遺物しか出土していないことから、巻数板と同時期の可能性が高いと考えられる。

挿図典拠

- 図1 木下作成。
図2 中野1988に拠る。
図3 県・協会2019、小島2015に拠る。
図4 谷口1998に拠る。
図5 県・協会2019をベースに木下作成。
表1 水野2011に拠る。
写真1・2 木下撮影。

文献（著者名・機関名50音順、刊行年順）

- 木戸雅寿(2004)「水系をめぐる中世集落とその関わり―守山市境川水系を例として―」『琵琶湖集水域における中世村落確立過程の研究』滋賀県立琵琶湖博物館
小島孝修(2015)「松原内湖遺跡」『木簡研究』第三七号 木簡学会
坂田聡ほか(2002)『村の戦争と平和』中央公論新社
滋賀県教育委員会・公益財団法人滋賀県文化財保護協会(2019)『賀田山遺跡』
中野豊任(1988)『祝儀・吉書・呪符―中世村落の祈りと呪術―』吉川弘文館
谷口宗治(1998)「堅田B遺跡」『木簡研究』第二〇号 木簡学会

- 田村憲美(1994)『日本中世村落形成史の研究』校倉書房
能登川町教育委員会(1991)『能登川町埋蔵文化財調査報告書 第22集』
能登川町教育委員会(1994)『能登川町埋蔵文化財調査報告書 第34集』
能登川町教育委員会(1995)『能登川町埋蔵文化財調査報告書 第37集』
能登川町教育委員会(2001)『能登川町埋蔵文化財調査報告書 第51集』
能登川町教育委員会(2005)『能登川町埋蔵文化財調査報告書 第58集』
橋本道範(2015)『日本中世の環境と村落』思文閣出版
橋本道範(2016)「「湖辺」のムラの確立と創造―「非力の村」論からみる―」『神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報 LINK【地域・大学・文化】』第八号
福田アジオ(1982)『日本村落の民俗的構造』弘文堂
三上喜孝(2000)「「巻数板」木簡と中世社会」『米沢史学』第16号 米沢女子短期大学日本史学科 米沢史会
水野章二(2000)『日本中世村落と荘園制』校倉書房
水野章二(2011)『琵琶湖と人の環境史』岩田書店

（きのした よしのぶ：調査課 主任）

ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage
Vol.33 2020.3

私たちは文化財をととして
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



公益財団法人滋賀県文化財保護協会
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritages